## 第九管区海上保安本部公示第12号

水路業務法 (昭和 25 年法律 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年4月1日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己

羽咋市千里浜地先の水路測量

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - 名 称 石川県中能登土木総合事務所
  - 住 所 石川県七尾市本府中町ソ27番9
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - 区 域 羽咋市千里浜地先(付図に示すとおり)
  - 期 間 令和3年4月5日から令和3年5月31日までのうち3日間
- 3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

- 4 航行船舶に対する安全措置
  - イ 作業船は、水路業務法施行規則(昭和 25 年運輸省令第 55 号)第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。
  - ロ 九管区水路通報により周知する。



